

## かごしまGX研究事業業務委託 企画提案競技実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「かごしまGX研究事業業務委託」（以下「本業務」という。）において、企画提案競技により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

かごしまGX研究事業業務委託

#### (2) 業務の目的

世界的に脱炭素の機運が高まる中、我が国においても2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現という国際公約を掲げ、昨年12月に、グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けた基本方針が取りまとめられた。

本県においても、このような国内外の動向を踏まえ、県内産業の振興を図るため、温室効果ガス排出削減と産業競争力向上の両立を図るGXを推進する必要がある。

本事業は、本県におけるGX推進に向けた施策立案の参考とするため、国内外におけるGXの動向や県内の現状等を把握し、関係者へのヒアリングや先行事例調査等を行いながら、本県の特性を踏まえ、GX推進を図るべき分野を抽出・分析し、今後の取組の方向性を整理することを目的とする。

#### (3) 委託業務の内容

別添「かごしまGX研究事業業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

#### (4) 履行期限

令和6年1月31日（水）まで

#### (5) 契約上限金額

17,221千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

### 3 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

#### (1) 法人であること。

#### (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。

#### (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

- (5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。
- ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
  - カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

#### 4 失格要項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

#### 5 スケジュール

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 企画提案募集開始     | 令和5年5月26日（金）   |
| (2) 質問書の提出期限     | 6月7日（水）        |
| (3) 質問書への回答の公表期限 | 6月12日（月）       |
| (4) 企画提案書等提出期限   | 6月21日（水）午後5時必着 |
| (5) 審査結果通知（予定）   | 6月28日（水）       |

#### 6 質問書

本企画提案競技に関して質問があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を求めることができる。

- (1) 提出方法

上記5の期限までに電子メールにより提出すること。

※ 電話で着信確認を行うこと。

(2) 回答

質問書に対する回答は、鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提出鑑（様式2）

イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書（様式3）

ウ 企画提案書（企画内容及びスケジュール等を示すこと）

エ 実施体制書（本業務を実施するに当たっての人的体制を示すこと）

オ 費用見積書（積算内訳を具体的に示すこと）

カ 法人の概要書（代表者、所在地、事業内容、役員、過去に実施した同種又は類似の業務実績等を記載すること）

※ 鹿児島県の入札参加資格者名簿等に登載されている法人については、「イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書」の提出は不要とする。

(2) 提出期限

令和5年6月21日(水)午後5時必着（郵送により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(3) 提出部数

6部（原本1部）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

※FAXや電子メールは不可

8 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 企画内容は、実施方針や実施内容等とともに、現地視察先やヒアリング対象、GX推進を図るべき分野の例示や、報告書のとりまとめのイメージを示すなど、可能な限り具体的に記載すること。

(2) 上記7(1)の提出書類のうちウ～カの様式は自由とする。

(3) 企画提案書等の提出は1者1案とする。

(4) 仕様書の内容以外に、契約上限額を超えない範囲で、本業務の目的を達成するために有益と思われる事項があれば追加提案すること。なお、追加提案である旨を明記すること。

(5) 採用された企画提案書の使用权は鹿児島県に帰属する。

(6) 委託契約の締結に当たり、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

(7) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(8) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

(9) 企画提案書等は返却しない。

- (10) 費用見積書の作成にあたっては、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえて、業務を実施するために必要なすべての費用を算出し、作成すること。

## 9 審査方法及び審査結果

### (1) 審査方法

審査委員会を開催し、書類審査の結果、最も内容が優れていると評価された企画提案書を提出した者を最優秀提案者とする。なお、必要に応じて書面等による質疑を行う。

### (2) 審査項目及び審査内容

別表1のとおり。

### (3) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

## 10 契約

- (1) 最優秀提案者となった者を委託先候補とし、鹿児島県と詳細な業務の内容や契約条件について協議し合意した後に委託契約を締結する。

- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

- (3) 業務内容を修正した場合においても、2(5)に定める額を上限とする。

- (4) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2部作成し、各1通を保有する。

- (5) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

## 11 その他留意事項

- (1) 企画提案書等は、提案者に無断で使用しないが、審査に必要な範囲において複製を作成するものとする。

- (2) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象になる。

- (3) 天変地異その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

## 12 担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県総合政策部総合政策課 担当：本村，山本

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL：099-286-2359 FAX：099-286-5525

電子メール sgkikaku@pref.kagoshima.lg.jp

別表1 審査項目及び審査内容

審査項目	審査内容	配点
基本理解	業務の目的及び内容を正しく理解しているか。	15
業務内容	提案された業務内容は、国内外におけるGXの動向を的確に整理可能なものとなっているか。	10
	提案された業務内容は、県内の現状を的確に整理可能なものとなっているか。	10
	提案された業務内容は、GX推進を図るべき分野を的確に抽出・分析可能なものとなっているか。	15
	提案された業務内容は、本県における今後の取組の方向性を的確に整理可能なものとなっているか。	15
実施計画	提案された実施計画（実施体制、実施スケジュール等）は、現実的で円滑な実施が可能なものとなっているか。	10
実績	業務を確実に遂行するために十分な実績を有しているか。	10
必要経費	必要な経費が適正に計上されているか。	5
追加提案	業務の目的を達成する上で有益な追加提案や独自の効果的な手法・工夫等に対する加点	10
合計		100